

令和8年蔵王町議会定例会 3月会議

令和8年3月6日（金曜日）

出席議員（12名）

1番	平間 徹也	君	2番	宇田川 敬之	君
3番	佐藤 敏文	君	6番	葛西 清	君
7番	馬場 勝彦	君	8番	村上 正文	君
9番	今 千佳	君	10番	松崎 良一	君
11番	外門 清	君	12番	伊藤 雅代	君
13番	村上 一郎	君	14番	佐藤 長成	君

欠席議員（1名）

5番 藤澤 麻衣子 君

説明のため出席した者

町 長	村上 英人	君
副 町 長	平間 喜久夫	君
会計管理者 会計課長	我妻 敏	君
総務課長	鈴木 賢	君
防災専門監	佐藤 洋一	君
まちづくり推進課長	川井 大文	君
町民税務課長	高橋 幸治	君
保健福祉課長	大槻 みちる	君
子育て支援課長	鹿島 亜希	君
環境政策課長	宮澤 一弘	君
農林観光課長	佐藤 敏彦	君
建設課長	大槻 健一	君
病院事務長	鈴木 智子	君

上下水道課長	平間勝文君
教 育 長	文谷政義君
教育総務課長	日下光義君
生涯学習課長	佐藤孝志君
スポーツ振興課長	佐藤武憲君
農業委員会事務局長	山家信行君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐藤長也君
事 務 局 長 補 佐	鈴木直美君

議事日程 第3号

令和8年3月6日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議発案第1号 蔵王町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定することについて
- 日程第 4 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第13号 蔵王町監査委員条例等の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第14号 蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第15号 蔵王町長等の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第16号 蔵王町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議案第17号 蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議案第18号 蔵王町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議案第19号 蔵王町職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議案第20号 蔵王町町税賦課徴収条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議案第21号 蔵王町国民健康保険税条例の一部を改正することについて

- 日程第 1 5 議案第 2 2 号 蔵王町子育て支援センター設置条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 6 議案第 2 3 号 蔵王町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 7 議案第 2 4 号 蔵王町企業奨励条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 8 議案第 2 5 号 令和 7 年度蔵王町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 1 9 議案第 2 6 号 令和 7 年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 0 議案第 2 7 号 令和 7 年度蔵王町宮財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 2 8 号 令和 7 年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 9 号 令和 7 年度蔵王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 3 0 号 令和 7 年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 4 議案第 3 1 号 令和 7 年度蔵王町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 5 議案第 3 2 号 令和 7 年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第 4 号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（佐藤長成君） 皆様、おはようございます。

2日に開会いたしまして、本日で5日目に当たります。そして、実質審議の本会議については本日で3日目ということになります。

本日は人事案件、それから条例改正、そして令和7年度の補正予算と今日は盛りだくさんの議案が提出されておりますので、どうぞ慎重審議、そして活発な議会になりますことを願ってお願いしたいと思います。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。

5番藤澤麻衣子君は欠席の届出があります。

定足数に達しておりますから、議会は成立いたしました。

本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。

日程に従い議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤長成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番松崎良一君、11番外門 清君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（佐藤長成君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

去る3月3日の予算特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に佐藤敏文君、副委員長に平間徹也君がそれぞれ互選されましたので、ご報告いたします。

次に、佐藤敏文君から仙南地域広域行政事務組合議会定例会の報告がありましたので、お手元に印刷配付のとおりであります。

次に、松崎良一君から宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告がありましたので、お手元に配付のとおりであります。

次に、本日の会議に説明員として出席を求めた者の職、氏名については、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議発案第1号 蔵王町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第3、議発案第1号蔵王町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定することについてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。13番村上一郎君、登壇願います。

〔13番 村上一郎君 登壇〕

○13番（村上一郎君） 提案理由の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

議発案第1号

蔵王町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定することについて

蔵王町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

提出者 蔵王町議会議員 村 上 一 郎

賛成者 蔵王町議会議員 馬 場 勝 彦

賛成者 蔵王町議会議員 佐 藤 敏 文

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律により、議員の請負に関する規制が緩和・明確化されたことに伴い、議員個人の請負状況の透明性を確保し、議会運営の公正を期するため、本条例を制定しようとするものである。

なお、条例の詳細については、先般の常任委員会で説明しておりますので省略させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。先輩同僚議員の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 一郎議員はそのままお願いします。

提出者の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

席に戻ってください。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第4、議案第11号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案第11号人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求めることについて、提案の理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員杉山イネ子氏は、令和8年6月30日をもって任期満了となるので、同氏を再度人権擁護委員候補者に推薦しようとするものであります。

杉山イネ子氏は、人権擁護委員を4期務め、その人格識見とも周知のとおりであります。したがって、人権擁護委員として最適任者であると思われまますので、原案どおりご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第5 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第5、議案第12号人権擁護委員候補者の推薦についてを議

題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第12号人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求めることについて、提案の理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員佐藤伊和子氏は、令和8年6月30日をもって任期満了となるので、新たに相原隆志氏を人権擁護委員候補者に推薦しようとするものであります。

相原隆志氏は、小学校教諭として長年教育業務に従事され、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方であります。したがって、人権擁護委員として最適任者であると思われまますので、原案どおりご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第13号 蔵王町監査委員条例等の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第6、議案第13号蔵王町監査委員条例等の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第13号蔵王町監査委員条例等の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、蔵王町監査委員条例など3つの条例において引用する条項を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号 蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第7、議案第14号蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第14号蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、国家公務員特別職の給与改定に準じて、議会の議員の期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、令和7年4月1日に遡って期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、年3.45月分から年3.5月分にするものであり、今年度については遡って12月の支給率を0.05月分引き上げ、来年度以降については年3.5月分となる支給率を6月及び12月でならし、それぞれ同率の1.75月分にするものであります。

また、旅費については、宿泊に要する費用が既定の額を超える場合、現に宿泊に要する費用を限度額として宿泊料を支給することができるようにするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号 蔵王町長等の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第8、議案第15号蔵王町長等の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第15号蔵王町長等の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、国家公務員特別職の給与改定に準じて、町長、副町長及び教育長の給与を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、議案第14号と同様に、町長等の給与、期末手当の支給率の改定及び宿泊料に関する規定を改めるものであります。また、令和8年4月1日から給料月額を町長が2万4,000円、副町長が1万7,000円、教育長が1万5,000円引き上げるものであります。

なお、詳細等につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 町長の旅費支給に関するところの新設された（3）番のやむを得ない場合、事情により現に宿泊に要する費用が表中「宿泊料」の規定の額を超える場合というふうにあるんですけれども、ちょっと私調べていなかったの、すみません、申し訳ないんです。

けれども、この規定の額というのは一体幾らなんでしょうか。すみません。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） 規定の額でございますが、条例見てもらうと分かるんですが、1泊1万5,000円の支給になります。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 1万5,000円の規定を超えると自己負担になると考えていいんですね。

これまでは、多分、パラオに行ったときなんか1万5,000円なんかで済まなかったと思うんですけども、それは前だったけれども、これからは、例えば、海外に行くときとか1万5,000円を超えるようなときは町長の手出しが出るということで、やむを得ないと判断されたら結局出すよと書いてあるので、ちょっとこの辺がどこまでがやむを得ないと判断するのか、誰が判断するのかというのをちょっと教えてほしいんですけども。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） この改正でございますが、先ほども条例改正、議員さんのも行っただんですが、内容的には全て同じ、旅費の関係については同じでございます。

これまでは、例えば、東京に行きました、1万5,000円の宿泊費が出ますということで、それ以内には収まっていたところでございますが、このところ、1万7,000円とか1万8,000円、もしくは2万円ぐらい出さないと予約が取れないという状況になってまいります。このことから、基本的には1万5,000円内で収まればいいんですが、やむを得ない理由がある場合、いわゆるどこを探しても1万5,000円内の宿泊施設がないといった場合には、例えば、1万7,000円であれば1万7,000円は町から出しますよというような内容でございます。

あと外国の分につきましても、これまでは同じく、9ページの中ほどに（3）番ということで「公務上の必要又は天災その他」もろもろと書いてありますが、外国については、これまでもこの規定はあったんですが、日本国内の旅行についてはこの規定がなかったということで、今回、日本国内の旅行についても同様の内容で改正をしたというところでございます。

○議長（佐藤長成君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 16 号 蔵王町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

日程第 10 議案第 17 号 蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて

日程第 11 議案第 18 号 蔵王町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第9、議案第16号蔵王町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、日程第10、議案第17号蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、日程第11、議案第18号蔵王町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、以上3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま一括上程されました議案第16号から議案第18号まで、3件の議案について、提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第16号蔵王町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告に沿った国家公務員一般職の給与改定に準じて、本町の一般職の職員の給与を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、給料月額について令和7年4月1日に遡り、若年層に重点を置いて引き上げるほか、期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.025月分引き上げ、それらを合わせた支給率を年4.6月分から年4.65月分にするものであります。

次に、議案第17号蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについては、企業職員に適用される給料表を議案第16号と同様に改定するものであります。

次に、議案第18号蔵王町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについては、本町の一般職の職員の給与改定に併せて会計年度任用職員の給与を改定するものであります。

以上、一括上程されました各議案について提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。最初、総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） それでは、一括上程されました議案第16号から第18号までの詳細説明をさせていただきます。

議案書は11ページから34ページまでとなります。

まず、議案第16号でございますが、昨年8月の人事院勧告に沿った国家公務員の給与改定に準じて、本町の一般職の職員の給与についても同様の改定をするために条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容については2点ございます。

まず、1点目の改正でございますが、月例給の改正であります。初任給を高卒で1万2,300円、率にしますと6.5%引き上げ20万300円に、大卒で1万2,000円、率で5.5%引き上げ23万2,000円にするなど、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引上げを行うものでございます。

なお、行政職給料表の平均改定率は、1級が5.2%、2級が4.2%、全体で3.3%であり、引上げの時期については、勧告に従い令和7年4月に遡及して実施するものでございます。

次に、2点目の改正でございますが、期末手当、勤勉手当について、人事院勧告を踏まえ支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする改定であります。

支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和8年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるように配分するものでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当についても、同様に支給月数を引き上げるものでございます。

実際の給料手当の支給につきましては、2月分まで現行の金額及び率で支給しておりますので、本日、可決決定をいただきましたならば、その後、月末に差額として生じる金額を一括支給したいと考えております。

議案書12ページをご覧ください。

この一部改正条例は、大まかに申しますと議案書12ページから24ページ上段までの第1条による改正部分と、24ページ上段から中段までの第2条による改正部分で構成されております。

第1条による改正は令和7年4月に遡る改正、第2条による改正は令和8年4月から適用される改正であり、施行期日を異ならせた1つの改正条例改正で行ういわゆる2段ロケット方式と呼ばれる改正の方法を取っております。

それでは、審議資料、新旧対照表の7ページをご覧ください。

第1条による改正は、先ほど申しました令和7年4月に遡る改正でございます。

第9条の3第1項第1号は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員補充が困難であると認められる職に支給される初任給調整手当の改正であり、人事院勧告に準じて改正し、月額を1,000円引き上げる改正でございます。

第18条第1項は、宿日直手当の改正で、勤務1回に係る支給額の限度を通常の宿日直勤務は4,700円、医師の宿日直勤務は2万2,500円、規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円に引き上げ、執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合に当たっては、それぞれ7,050円、3万3,750円、1万1,550円に引き上げる改正であります。

8ページの第19条第2項は、職員の期末手当の支給率の改正、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の改正でございます。

9ページの第20条第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給率の改正、同第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率の改正でございます。

続いて、新旧対照表の9ページ下段から24ページ中段までにわたって記載しております別表第1、第2は、給料月額を規定しているものであります。改正の内容は既に申し上げたとおりでございます。

それでは、新旧対照表の24ページ中段をご覧ください。

第2条による改正は、先ほど申しました令和8年4月から適用される改正でございます。

まず、第3条第1項の改正は、地方自治法が一部改正され、地方公務員において第2種初任給調整手当が創設されるとともに、現行の「初任給調整手当」が「第1種初任給調整手当」に改められたため、条例の規定を改正するものであります。

次に、25ページの第11条の3第2項第2号の改正は、通勤手当の改正でございます。手当の上限を6万6,400円に改正するものでございますが、距離区分ごとの通勤手当の金額については規則で定めることとするため、第11条の3第2項第2号アからスについては、当該条例から削る改正を行っております。

新旧対照表27ページの第17条第2項の改正は、勤務1時間当たりの給与額の算出の改正でございます。勤務1時間当たりの給与額については、これまで給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計を基に算出しておりましたが、これら給料の月額及びこれらに対する地域手当の月額に加えて、その他規則で定める手当の月額も含めた合計金額を基に算出することとする改正であります。

同じく27ページの第19条の改正は期末手当の改正で、第20条の改正は勤勉手当の改正でございます。その内容は、先ほど申し上げたとおり期末勤勉手当の支給率を6月と12月で等しくならそうとするものでございます。

次に、28ページの附則第5項による改正は、令和4年12月7日に公布された蔵王町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正するものです。当該条例中、改正後の蔵王町職員給与に関する条例における暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置に係る附則第10条第5項中、蔵王町職員の給与に関する条例の扶養手当に係る11条については、規則で定めることとするため削るもので、住居手当に係る第11条の2については、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員についても適用させるため削るものでございます。

議案書の26ページをお開きください。27ページから30ページまでの改正分になります。

議案第17号でございますが、一般職の職員の給与改定に併せて企業職員の給与についても国の制度と同様に改定するため、条例の一部を改正するものであり、令和7年4月1日に遡る給料月額の改正であります。この条例は、本町の場合、上下水道事業職員に適用される給料表を定めたものでございまして、内容は行政職給料表と同様でありますので、説明は割愛させていただきます。

議案書の31ページをお開きください。32ページから34ページまでの改正分になります。

議案第18号でございますが、一般職の職員の給与改定に併せて会計年度職員の給料についても国の制度と同様に改定するため、条例の一部を改正しようとするものであり、令和7年4月1日に遡る給料月額の改正であります。

別表第1の会計年度任用職員給料表のみの改正であり、給料月額は行政職給料表の1級、2級、それぞれの級の50号俸までと同額でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

一括議題といたしました3件に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声

あり) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入るわけですが、討論、採決につきましては議案ごとに行いますので
よろしく願いいたします。

初めに、議案第16号蔵王町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて討論に入
ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。(「なし」の声あ
り) 討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤長成君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正すること
について討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。
(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤長成君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号蔵王町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
ることについて討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませ
んか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤長成君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号 蔵王町職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する
ことについて

○議長(佐藤長成君) 続いて、日程第12、議案第19号蔵王町職員等の旅費支給に関する条例の
一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第19号蔵王町職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、議案第14号及び第15号と同様に、職員等の宿泊に関する規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号 蔵王町町税賦課徴収条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第13、議案第20号蔵王町町税賦課徴収条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第20号蔵王町町税賦課徴収条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、入湯税の特別徴収義務者として鉱泉浴場の経営者以外の者を指定することができるよう、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） 議案第20号蔵王町町税賦課徴収条例の一部を改正することにつ

いて、詳細説明をさせていただきます。

議案書は37ページとなります。

近年、本町では、家族やグループで気軽に過ごせる温泉つき貸別荘や、民泊施設といった新たな形態で温泉に入浴できる宿泊施設が増えています。

入湯税の特別徴収義務者は、本来、所有者が施設の経営者となりますが、貸別荘のように経営管理を法人等に委託している場合などは、条例に規定することで経営者以外の方も特別徴収義務者に指定することができるように、条例の一部を改正しようとするものであります。

審議資料の新旧対照表の39ページをお開きください。

第145条第1項に「その他入湯税の徴収について便宜を有する者で町長の指定するもの」を加え、鉱泉浴場の経営者以外の者を特別徴収義務者に指定できるようにし、第4項に特別徴収義務者を指定した場合において指定書を交付することを加えるものであります。

以上、詳細説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） 若干ちょっと理解できない部分がありますので、質問をさせていただきたいと思います。

民泊として活用されている場合は、たしか保健所の所長か誰かの許可書というのは発行されるから明確に分かるんですけども、貸別荘の場合は個人所有物だと思うんですが、そういう場合にそこが営利として使われているということをどのような形の中で把握されるようになるのか、その辺について最初説明いただきたいなと思います。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） お答えいたします。

今回、民泊施設ですとか貸別荘の入湯税のほうの徴収のほうに該当するかどうか、今年の1月から県の宿泊税のほうに課税されております。県税事務所のと連携をしまして、宿泊税のリストをご提供いただいて、その中から温泉を使っている施設のほうを確認し、その施設のほうに課税を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） 今の説明である程度理解はするんですけども、大変気になるのは、結局対象となるほとんどが別荘地にある施設になると思うんです。個人で持っている方はなか

なか少ないものですから。

それで、管理を行っているところがしっかりしているのであれば、それは先ほど言いました宿泊税を含めて県税事務所並びに保健所とか、それは登録番号も全部出ていますから、簡単にある程度情報として確認は取れると思うんです。

やはり気になるのは、この貸別荘という部分なんです。遠刈田に別荘地十幾つあるんですが、その中できっちり管理されている別荘地と、あと組合方式で管理をされている別荘地では、その所有者、利用者等の把握度合いは全然違うんです。

私が一番気になるのは、管理体制がきっちりしているところであれば情報も取りやすいと思うんです。しかし、そうじゃないところというのは、あくまでも個人で運用されている場合どこまで把握できるのかということと、現に、これマスコミの情報でしたけれども、大阪で民泊関係、許可ももらわないでやっていた、外国人向けで。今回、それが表に露呈して結構いろいろな問題になっているというマスコミ報道にもあります。それをしっかりどういう体制で臨んでいくかというものを持っていかないと、その状況と同じくならないかという懸念する部分があるので、再度、説明いただきたいなと思います。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） お答えいたします。

個人の分につきましては、先ほどの県税事務所からのリストで温泉を提供している施設に対しまして、個人の部分については既にアポイントを取って課税になりますというお話と、あと特別徴収義務者の申告のほうをお願いしている状況ですので、その辺のご心配は大丈夫かなと思っております。

○議長（佐藤長成君） 7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） 結局、これ入湯税ですから預かり税なんですよ。やはりそれをきちっとやっている方が、まず間違いなく預かり税なので、ほとんど、蔵王町の1つの財源になりますので物すごい貴重な財源だとは思っています。

先ほど言ったとおり、民泊で申請していれば、それは全部登録から許可書から全部出ていますから完全に把握できるんです。であれば、そこの所有者に対して納税義務者になりますから、それは明確に見える。

問題は貸別荘という部分なんです。これがどういう形で利用されているか。例えば、一例挙げれば、たまたま知り合いだから無償で貸していますといった場合は課税対象にならないはずなんです。ところが、貸すことによって幾らかの金品を頂ければ、それは入湯税の納税義

務者になるはずなんです。

ですから、そのところというのは物すごいグリーゾーンになってしまうという部分がありますので……。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤長成君） どうぞ続けてください。

○7番（馬場勝彦君） 聞いていないからさ。よろしいですか。

ですから、やはり税を納めてもらうというのは公平にしなければならないはずなんです、基本的に。やっぱりそういうグリーゾーンがあるような部分というのは、やはりそこに対してきちっとした対応をどうしていくかということきちっとしておかないと、どうしても今度不公平さが出てしまえば、せっかくきちっと行っている方に対して大変失礼なことになります。

ですので、やはりそういうグリーゾーンが疑われる部分の対応というのは、しっかり持っていった進めないとならないんじゃないかと思っておりますので、再度、そういう部分に対してのどういう形で調査をしていくとか、これは必要だと思うんです。先ほど言う宿泊税とかいろいろなので県税とかと言っても、税というのはあくまでも申告者の実申告ですから、強制的というのはまた別の段階になりますので、やっぱりその辺に対してどのような情報を集めていくとか、そういう体制というのをしっかり検討されて進まない不公平を生む可能性が高いなと思っておりますので、再度答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） よくおっしゃるとおりでありますし、しっかりした管理室だとか管理員さん設けてしっかりしている分譲地に当たっては問題ないわけですし、いろいろと、ただいま言われた個人のグリーゾーンのそういったところについては、県当局とも、あと県税と、あとは県の観光課、保健所あるんだけど、これ窓口は宿泊税の関係、県の観光なので、町を入れてこの3団体で、もうちょっとこの辺のグリーなところをちょっと協議しながら今後進めていきたいというふうに思っています。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ただいまの質疑に関連して質疑をさせていただきますが、まず、温泉つき貸別荘の対象となる施設の把握方法として、県税事務所のほうでまとめている県の宿泊税の対象施設をベースにして確認をしているというお話をいただいたところです。

それで、県の宿泊税というのは素泊まり6,000円以上の施設が対象になるわけですから、場合によっては6,000円を下回る施設もあるというか、入湯税の税額は宿泊が150円、日帰り湯

治の場合が100円というふうになってまいりますので、その辺の宿泊税のリストとの調整の中でその辺の補正をする方法というか、その辺についてはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） お答えいたします。

宿泊税につきましては、温泉であろうが沸かし湯であろうが6,000円以上の施設が対象になってくるわけでありまして。その中で、県税のほうのリストから、まずは温泉を提供しているのか沸かし湯なのかというところを聞き取りですとか、あとは実際赴いて確認をして、個人分については今確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号 蔵王町国民健康保険税条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第14、議案第21号蔵王町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第21号蔵王町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の算定において新たな課税額を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、これまでの国民健康保険税の算定基礎である基礎課税額、後期高齢者支援金等

課税額、介護納付金課税額に新たに子ども・子育て支援納付金課税額を加えるものであります。

なお、詳細につきましては主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） 議案第21号蔵王町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議案書は39ページとなりますが、別にお配りしました説明資料を用いて説明をさせていただきます。

まず、1番の改正趣旨をご覧ください。

この改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることになりました。この制度は、国が掲げるこども未来戦略「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子供や子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして、医療保険料と合わせて拠出を求めるものです。

次に、2番の改正概要ですが、国民健康保険税の算定において、これまで基礎課税額、医療保険分のことですが、あと後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に新たに子ども・子育て支援納付金課税額を加えて保険税を賦課することとなりますので、所要の改正を行うものです。

最初の米印ですが、子ども・子育て支援納付金においても、現行制度と同様、低所得者に対する軽減措置の適用や課税限度額3万円を設けるほか、5割・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得がそれぞれ引き上げられ基準が緩和されます。

また、本制度が少子化対策に係るものであることを鑑み、子供がいる世帯の課税額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子供に係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じます。

次に、3番の国民健康保険税率ですが、町から県に納付する子ども・子育て支援納付金分の納付金額に係る確定係数が国から示され、宮城県が納付金額及び標準保険料率を計算しています。

本町では、納付金額に不足が生じないよう、標準保険料率を基に子ども・子育て支援納付金の負担を被保険者の皆様をお願いしたいと考えております。

下の表は、左側がこれまでの税率、加えて右側が子ども・子育て支援納付金の具体的な税率になります。所得割が0.3%、均等割が1,100円、18歳以上均等割が100円、平等割が700円、

課税限度額を3万円としております。

裏面をご覧ください。

4番の施行期日は令和8年4月1日になります。

5番に、具体的な影響額について2つのモデルケースを記載しています。(1)は年金収入のみの2人世帯のケースで、(2)が給与収入の18歳未満の子供が2人いる4人世帯のケースです。色がついている部分が世帯の年間課税額になります。その右側に月額負担額を記載しています。

なお、被保険者のうち約6割の方が軽減該当となる見込みであります。

次に、改正箇所の説明をしますので、審議資料、新旧対照表の40ページをご覧ください。

第2条第4号に、国民健康保険税において子ども・子育て支援納付金課税額を算定することを定めています。

次に、41ページをご覧ください。

第2条第2項で、基礎課税額の課税限度額が66万円から67万円に引き上げられます。

第2条第5項で、子ども・子育て支援納付金課税額は、所得割、均等割、平等割、18歳以上均等割の区分により算定し、課税限度額を3万円としております。

次に、43ページをご覧ください。

第9条の4で所得割の税率を0.3%に定め、第9条の5で均等割を1,100円に定め、第9条の6で18歳以上均等割を100円に定め、第9条の7で平等割を700円に定めています。

次に、45ページをご覧ください。

第23条第1項第1号、キからケで7割軽減の内容を定めています。

次に、46ページをご覧ください。

第2号で5割軽減の軽減判定所得を31万円に見直し、キからケで5割軽減の内容を定めています。

次に、47ページをご覧ください。

第3号で2割軽減の軽減判定所得を57万円に見直しし、キからケで2割軽減の内容を定めています。

次に、48ページをご覧ください。

第2項第3号で未就学児均等割の軽減を定めています。

次に、49ページをご覧ください。

第3項第7号から第9号で出産被保険者の産前・産後期間の軽減を定め、第4項で18歳未満

の均等割の軽減を定めています。

次に、50ページをご覧ください。

第26条の3は旧被扶養者の減免を定めています。

51ページ以降の改正につきましては、以降の附則は条項の整理となりますのでよろしく願います。

以上、詳細説明とさせていただきますが、なお、これらの条例改正につきましては、2月24日に本町の国保運営協議会で審議をいただき、原案を承認する答申を受けております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 今回、これいわゆる世の中では独身税なんていうふうにやゆされたりしていますけれども、子ども・子育て支援納付金を集めてどのように使われるかとか、国の法律なのでもうこれ集められちゃうんですけれども、どのように使っていくのかというのをもうちょっと具体的にご説明してもらえると、国の方針ですけれども、どういう説明を受けているかとか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） お答えいたします。

国のほうからの説明では、児童手当の拡充、こども誰でも通園制度、あとは育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料免除、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付という形で説明のほうを受けております。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。

もう1個確認なんですけれども、多分均等割、人数に応じて、子供人数に応じて、減免が多分あると言っていましたけれども、これ子供の人数が多くなったからといって、ここの分野に関しては均等割減免されると考えていいんですか。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） お答えいたします。

18歳までのお子様については10割の軽減があります。

以上です。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 説明資料のほうで質疑をさせていただきます。

3番目の国民健康保険税率のところ、先ほどの説明で、宮城県が納付金額及び標準保険料率を計算していると。本町では、納付金額に不足が生じないように標準保険料率を基に子ども・子育て支援納付金の負担を被保険者の皆様をお願いしたいと考えていますという説明を受けました。ということは、県で計算した標準保険料率と違う率で課税をしようとしているのかということが1つ。

それと、国保事業については宮城県全体で令和12年度を目標にして統一化しようとする動きになっているわけですが、そういうふうなのを見越せば、ある程度県内統一の税率で賦課するのが望ましいのではないかなという考えもあるんですが、その辺についてどのような状況なのか説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） お答えいたします。

まず、今回の子ども・子育て支援納付金につきましては、県から示された標準保険料率を基に課税の賦課のほう、条例のほうの改正のほうを考えております。

令和12年までの保険料統一ございますけれども、これまでの基礎課税額、後期高齢者支援金、介護納付金については、こちらはまだ統一のほうはなっておりませんので、今後、国の収支状況等を鑑みながら、令和12年、あと完全統一とする令和15年に向けて検討すべきところかと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ありがとうございます。

確認ですけれども、そうしますと現時点では、宮城県内は、自治体によって子ども・子育て支援納付金についてもそれぞれの事情で税率を定める形になっているというふうに理解してよろしいのかどうか確認をさせていただきます。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） お答えいたします。

自治体によっては、変えてくる自治体もあるかと思えます。ただ、多くの自治体が標準保険料率で算定されるのではないかとということで、今、県内の情報提供を受けているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ありがとうございます。

子ども・子育て支援納付金については、これまでの新聞報道などによりますと、今後、段階的に引き上げる見込みだということが報じられております。今回、初めて課税開始の条例になるわけですが、今後の見通しとして把握しているところがあれば説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） お答えいたします。

国では、令和8年から令和10年までにかけて段階的に引上げのほうを考えているということで説明を受けているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き協議を続けます。

日程第15 議案第22号 蔵王町子育て支援センター設置条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第15、議案第22号蔵王町子育て支援センター設置条例の一

部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第22号蔵王町子育て支援センター設置条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て支援センターにおいて満3歳未満の未就園児を対象とした乳児等通園支援事業を実施するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ちょっとこれまずお聞きしたいのは、3歳未満までという話なんですけれども、3歳以上の子に対しては今のこども園とかで通園制度の受入れをしていくという考えでよかったのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

こども誰でも通園制度におきましては、ゼロ歳6か月から3歳未満のお子さんのお預かり事業となっておりますので、それ以上の四、五歳児につきましては該当はないということになっております。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 私の勘違いでした。

3歳未満の子も来年の4月から、私も詳しく調べていないんですが、たしか10時間まで限度に預かる制度だというふうに私は記憶していたんですけども、あそこの支援センターでは今の段階で10時間子供を預かれるように準備はもうできていると考えていいのかということと、あとふだん、例えば、3歳以上の子もあそこでは遊びに来たりとかするんですけども、その辺のすみ分けというのをどういうふうにしていくのかとか、その辺どういうふうになっているのかということだけちょっと教えてください。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

子育て支援センターにおいては、常日頃は相談業務やイベントなど予定がいろいろありますけれども、こども誰でも通園制度の受入れするに当たりまして、予約制となっておりますので、その辺を保護者のまずは第一優先の希望日とかを聞き取りまして、イベントとかお子さんがたくさん来館する日とかを、こちらの都合にはなるんですけれども、そういったご相談をさせていただきながらお預かりをするという予定になっております。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） 最後、ちょっと細かいかもしれないんですけども、例えば、何日前とかに予約すればいいとか、例えば、あと定期的に10時間の枠をつくって1時間この日、この日というふうに計画的にやっていったりするのとか、それとも、ああ、もう急にあした駄目になっちゃったんですと、ちょっとどうしてもちょっと預けたいんですけどもといったときに、どのぐらいのスピード感で預かってもらえるのかという、そこだけちょっとどういう想定をしているかだけ教えてください。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

令和8年4月1日からの運用開始となりますが、受入れに関しましては、最初、登録の申請をしていただきまして、保護者の方とお子さんの面談、アレルギー等ないかどうかなど、お預かりする責任がございますのでそういった面談をさせていただきまして、子育て支援センターではゼロから1歳、それからこども園のほうでは2歳を主にお預かりする予定ですが、そちらの都合と保護者の都合をお聞きして、給食が必要か、おやつが必要かなどをお聞きした上でのお預かりとなりますので、おおよそ1か月前くらいからご準備いただいてお預かりするというスケジュール感になるのかなと考えております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。8 番村上正文君。

○8 番（村上正文君） 今回、子育て支援センターのほうでも、こども誰でも通園制度の事業を導入するというふうなことでございます。

それで、昨年12月会議で、この設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を可決したということでございます。その場合に、支援事業の区分として一般型と余裕活用型と2つございまして、蔵王町の場合は、認定こども園とか保育所を対象にしてやれるのが余裕活用型ということになっています。これは利用できる児童数の定数に対して、現在利用している子供さんととの人数の差の部分、空きの部分の範囲内で預かることができるというふうなことになるわけです。

それで、今、説明の中で、ゼロから1歳児については支援センターメインで預かる、それから2歳児についてはこども園メインで預かるというふうな説明があったんですけども、そうすると、こども園が2園、それに支援センター、この3施設同時進行でそれぞれ預かるというふうな方針で事業を展開していくのか、あるいは、こども園2園ありますから、例えば、どちらかに集約をして預かるようにするのか、その辺、今後の運用の仕方についてどのようにお考えになっているか伺いたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

余裕型の運用というのは、定数に満たないクラスにおいてお子さんをお預かりするという事業になっております。蔵王町は、その余裕型というのを活用させていただくことになっております。

現在、各こども園の二次募集まで終わっておりますけれども、2歳児の定員については、宮のおひさまこども園に定員の空きがある状況でございます。永野のおおぞらこども園につきましては、二次募集終えてほぼほぼ2歳児の定員に至っておりますので、できればおひさまこども園で2歳児のお預かり、それから、子育て支援センターのほうでゼロから1歳のお預かりをさせていただきたいというふうに考えております。

ちょっと兄弟がいる方で、例えば、ゼロ歳児は子育て支援センター、おひさまこども園というふうにもしかして分かれるかもしれないんですけども、その辺は臨機応変におひさまこども園でお預かりするとか、ご兄弟がいる方は同じ施設でお預かりするとか、そういうことは面談のときにきちっと意思疎通を図りまして、お預かりをしたいというふうに考えております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） すみません、大体説明では内容分かったんですが、1点だけちょっと確認をさせていただきたい部分がございます。

この支援センターというのは、町内在住だけじゃなくて近隣の方も今まで利用されてきました。今回、登録制を取って基本的にゼロ歳から1歳児を預かりすることができるように。ここで登録制を取ったときに、住所が町外にある方に対してどうなっていくのかというのがちょっと先ほどの説明の中にはなかったんです。例えば、今、育児休暇ということで1年とか仕事を休んで、例えば、蔵王町に実家があるところらでその1年間を過ごすという方もおられるように聞いておりますので、そういう方のお子様の扱い方というのはどこまで幅を広げ

て対応していくのか、それについて説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

馬場議員おっしゃるとおり、里帰り出産されたり里帰りで育児をされている親子につきましては、蔵王町の子育て支援センター利用されている方、結構数多くいらっしゃいます。

こども誰でも通園制度は、町内のみならず全国どこでも活用できるというメリットがございまして、見込みといたしましては年間5から10組くらいの里帰り出産されている場合の預かりがあるのかなというふうにこちらでも考えております。

里帰り出産の方も子育て支援センターのほうで主に、1歳まで里帰り出産・育児されるんでしょうから、主に子育て支援センターのほうでお預かりするようにはなるかと思うんですけども、そういった方も活用可能でございますので、きちっと面談をして受入れをしたいと考えております。

○議長（佐藤長成君） 7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） 今の説明である程度分かりました。

ちょっともう1点確認したいのは、登録制を取ると言っていますね。これ産まれるのは1年間でいつ産まれるか分からないので、産まれる前ので登録できるのか、産まれてからが登録なのか、登録したらもう極端的に言ったらすぐ利用できるのか。その辺を明確にしていかないと、それを活用したいという人がどういう形で登録をして活用していくかというのは明確に見えてこないと思うんです。その辺もきちっと整理をしながら周知していくという形になると思うんですが、それについての進め方について再度確認したいと思います。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

活用できる月齢ですけれども、ゼロ歳6か月からの活用開始となりますので、その辺はちょっとすみ分けをさせていただきたいとは思っておりますが、里帰り出産される方は、出産間近、まだ出産をされていない状況で里帰りするかと思います。もし、妊婦の状態で里帰りされてそういった事業を蔵王町で使いたいというご相談があれば、子育て支援センターのほうに利用の相談をされたり、隣に保健福祉課もございますのでそちらのほうに利用の予定の相談をされたり、そういうことの状態を把握しましてスムーズに6か月から受入れできるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） お願いいたします。

こちらのこども誰でも通園制度なのですが、2歳児のほうは宮おひさまこども園のほうに空きがあって、そちらのほうの利用のほうが進められていくのかなというのが見えてきたんですけども、園側のほうからすると、通常の保育事業の中に取り組みられていく形になると思うのですが、こういった形で、まず初めての事業であるということと集団生活にまだ慣れていないお子様が一応利用されるということを見ますと、やはり保育士の手を取られるというのが見えてくると思うんですが、そういった部分において、保育士の配置には余裕を持たせた形で準備ができるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

今議員おっしゃるように、各こども園では、クラス担任、加配、配置など通常の保育業務がございます。それに加えて、4月からこども誰でも通園制度のお預かりをするとすると、やはり保育士の業務が多くなるということが懸念されておりますけれども、子育て支援課にただいま幼児教育指導監ということで役職定年を迎えた保育士の資格を持つ職員もおりますし、子育て支援センターのほうにも保育士もおりますので、どうしてもそちらにまで手が回らないというときは、有資格者を活用して受入れを実施したいというふうに考えております。

○町民税務課長（高橋幸治君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第23号 蔵王町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第16、議案第23号蔵王町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第23号蔵王町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、こども基本法の施行に伴い、蔵王町子ども・子育て会議の所掌事務に、こども計画及びこども施策の推進等に関する事項を加えるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第24号 蔵王町企業奨励条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第17、議案第24号蔵王町企業奨励条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第24号蔵王町企業奨励条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、町民を新たに雇用した町内企業への支援を拡大することにより町民の雇用の促進を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、雇用奨励金の対象となる新規常時雇用者の範囲を新設又は増設した事業所での事業開始日前6月の期間内の雇用者を含むよう改めるとともに、当該奨励金の終期の規定を

廃止するものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第25号 令和7年度蔵王町一般会計補正予算（第9号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第18、議案第25号令和7年度蔵王町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第25号令和7年度蔵王町一般会計補正予算（第9号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億341万5,000円を減額し、予算の総額を95億1,293万5,000円にしようとするものであります。

今回の補正予算においては、主に児童手当や下水道事業会計補助金の減額など、各種事務事業における請負差額や執行残高の整理を行うほか、ふるさと納税関連費用や給与改定に伴う人件費の補正を行おうとするものであります。

次に、第2表繰越明許費については、低所得者生活応援商品券配布事業など14事業を翌年度に繰り越すものであります。

次に、第3表債務負担行為補正については、蔵王町農業経営育成対策事業補助金を追加し、校務用パソコンリース等の限度額を変更しようとするものであります。

次に、第4表地方債補正については、上水道事業を追加し、地方道路等整備事業など5件の

限度額を変更しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） それでは、確認になるかもしれませんが、1件お伺いしたいと思えます。

82ページの委託料、高齢者等タクシー利用助成事業の委託料が220万円ほど減額になってございます。あと地域交通支援タクシーについても運行委託料が100万円ほど減額になっておりますけれども、これについてちょっと詳細な内容等について確認をしたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、下のほうの地域交通支援タクシー運行委託料のほうから説明をさせていただきます。こちら9月補正で月25万円の6か月分ということで150万円の予算をお認めいただいたところでございます。

この委託の内容としましては、町内1社だけとなりましたタクシー事業者をお願いしまして、運行台数を増やしていただくために、運転士の確保等をお願いするというような内容でございました。

その後、タクシー事業者のほうでも新たな運転士の確保に努めていただきまして、それで実際に運行が開始できることになりましたのが、2月からということになりましたので、その分の残額を減額ということでございます。6か月分取ってございましたので、必要となるのが2か月分のみ、50万円のみとなりましたので、100万円を補正減という形をお願いしたいと思います。

それから、タクシー利用券のほうなんですけれども、こちらは実際の登録者は今のところ136人となってございます。スタート、10月から始めましたけれども、136人まで登録者数増えました。この方々にタクシー券をお送りしてはいるんですけれども、実際それを使われて初めて請求が来るものですから、今のところ、なかなかそれが使えないような状況もあると伺っておりまして、そういったことで実際の見込額を残して残額を補正減とするものでござ

います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 詳細な答弁、大変ありがとうございます。

地域交通のほうから説明ございましたので、今、そうした形で運転士のほうについては確保できて今後維持できていく、このように考えていいのかどうか、その辺の見通しもちよっとお伺いしておきたいと思ひます。

あと上の高齢者等のタクシーについては、頂いて、それを活用する段階になるとなかなかマッチングが難しいというお話も聞いておりますので、その辺をどう今後改善していこうとなさっているのか、その考え方についてお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） お答えいたします。

タクシー利用券、券はもらったけれども、なかなかタクシーがつかまらなくて利用できないというような状況も伺っているところでございます。

それで、そのタクシー事業者に2台の台数増をお願いして、今回、2月から運行をスタートしたところですので、そこは若干改善されていくのではないかというふうに見込んでおります。

この委託料ですけれども、令和8年度の当初予算にも計上させていただいておりますので、あとご審議のほうをお願いすることになります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） いわゆるタクシー運転士の方を確保されて、これの利用がどういった形で波及していくのか、いい結果を生んでいくような形に変わっていけば大変期待しているところでもありますけれども、この辺がどうなるかなと、そういうちょっと見えないところもございますので、その辺の考え方についてお伺いしておきたいと思ひます。

あと高齢者等のタクシー券については、頂いてもなかなか他市町村であったりそうした方々について、これらを融通していくというふうな段階になっていくと、なかなかハードルが高いといったご意見もいただいておりますので、大変タクシー会社も1社だけの中でそれらを、あるいは他市町村の使っていく中では非常に難しい条件の中ではありますけれども、やっぱり高齢者が暮らしやすいといひますか、買物あるいはお医者さん等に行ったりとか、そうした方々で利用される条件等を考えると、やはりもう少しそういった点で工夫が必要になってくるのではないかなと考へましたので、質疑をさせていただきました。もし、その辺に

ついてご答弁あればお伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） お答えいたします。

ただいまのご質問ですけれども、タクシーの2台増やしたというお話を申し上げましたけれども、当初、こちらはフルタイムで1人雇用していただいて1台増やしていただこうと考えておったんですけれども、タクシー事業者のほうもいろいろ工夫をしていただいて、集中する時間帯に台数を増やせるようにということで、パートタイムで2人雇っていただいたというところがございます。

それで、2台増やすことができているということでございまして、実際動き始まったのが2月からでございますので、タクシー事業者のほうもいろいろ工夫を考えてございます。LINEで予約できるようにしたりとか、あとは増やしたタクシーにラッピングをして、町の委託を受けて走らせているタクシーだよと分かるようにしていただくとか、まだ実現するかどうか分かりませんが、そういったアイデアもお持ちですので、そういった工夫を重ねながら、よりよい制度にできていけたらなというふうに考えてございます。

それから、高齢者が暮らしやすい町というか乗りやすいタクシーというようなことでもございますけれども、タクシー利用券は介護タクシーも利用できるようにしてございます。現在のところ、町内では介護タクシー1社のみでございますけれども、その辺は今後の課題として検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） ちょっと確認を含めてお聞きしたいんですが、53ページの歳入についてなんですが、町税が減額されていますね。その中で特に固定資産税が1,300万円ほど、ここに来て修正された、減額された。私の長い議員経験上、こういう税の減額とかというのは比較的12月議会あたりである程度把握されてきているのかなという部分がありましたので、なぜこれほどの固定資産税が減額されたのかという点。

あと、その53ページの一番下に地方交付税というのがここに来て1億4,000万円という、ちょっとなぜ急激にこれほどの交付税が交付されるようになったのか、それがちょっと理解できないということと、何かがあるんだろうなということと、それによって交付税が26億4,500万円という数字になるんですが、これが新年度の交付税の算定額ですか、それとほとんど似たような金額で計上されていますので、その部分についての考え方についてご説明いただきたいなと思っております。

○議長（佐藤長成君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋幸治君） お答えいたします。

今回、固定資産税のほう減額補正させていただきましたけれども、内容といたしましては、償却資産の減額によるものです。内容につきましては、やはり企業のほうの設備投資が当初予算の見込みと違ったためということでの減額となります。

3月の時期に補正したことにつきましては、納付の状況ですか、そういった部分も鑑みまして3月に補正させていただきました。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） 私からは、交付税の件でお答えをさせていただきます。

1億4,000万円ほどの補正増ということでございます。この内容は、基準財政需要額の算定費目に臨時経済対策費、給与改定費、臨時財政対策債償還基金費が追加されまして、再算定がされたことによるものでございます。大きなところは、物価高の影響を勘案しました臨時経済対策費の増額が大きいところでございます。

それから、令和8年度の交付税でございますけれども、こういった内容が当初から見込まれている部分がございます、例年より普通交付税を増額で提案させていただいておりますので、あとご審議のほうをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） ありがとうございます。

内容等は分かったんですが、まず固定資産税、納付の関係でこの時期に補正予算を出さざるを得なかったという町民税務課長の説明は理解します。

というのは、大変これ怖いなと思うのは、当初組むときに、どうしても蔵王町でどちらかという町税の中で固定資産税というのはかなりウエートを占めております。そうしますと、やっぱり新年度予算組むときに、この町税がどれだけ入る見込みというのが、これによって大分変わってくるんです。ですから、物すごくこういう部分は心配するんです。これどうしても、3月で補正かければ、当初のほうにはもう生きてこないんで、12月であれば当初のほうにそれを見て組めるという状況だったので。それで、今後どう動くかはちょっと新年度になってからのあれになりますか。

あと国税についてちょっと課長、確認したいんですが、今回、景気対策と職員の人件費等の値上げによって来たと。蔵王町の場合、先ほど職員の特別職の給与関係可決されましたけれ

ども、普通ですと、今だと令和7年の4月1日に戻って施行するという形を取っていますよね。でも、そのうち特別職とかは、そういう部分においては令和8年の4月1日から施行するとなると、その分の額が実際来ても実際需要額を満たさないという現状が起きてしまうんじゃないのかなという捉え方をしてしまうので、そういう部分に対して何ら問題はなかったのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） 問題はないと考えてございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 75ページの繰入金なんですけれども、これ繰入金というのはちょっと私いつも分からなくなっちゃうんですけれども、この財政調整基金繰入金、この全額補正2億8,800万円がゼロ円になっているんですけれども、これは一般財源に入れるのをやめたということだったのか、それとも繰入、基金に入れられなかったということなのか、どっちなのかなという、これ評価が大分分かれてくるなと思っていて、これちょっと分からなくなっちゃったのもう1回説明してもらってもいいでしょうか。すみません。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） お答えいたします。

財政調整基金、当初、この繰入金というのは取り崩して活用するというような予算になってございます。最初は取り崩す予定でございましたけれども、その後、ふるさと納税でありますとかそういった伸びがございまして、取り崩さなくても何とかやれるというようなことで減額をさせていただいているものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。安心しました。逆に言えば、予定より3億円使わなくても大丈夫だったと、まだまだ積極体制でいけるということが、町長、分かったので、私は安心しました。来年以降、確かにもっと公債費が増えてくるので、その辺ちょっといろいろ考えなきゃいけないとは思うんですけれども、それで安心しました。

すみません、別件でごめんなさい。

○議長（佐藤長成君） 別件どうぞ。

○1番（平間徹也君） すみません。92ページの備品購入費のこども園屋内遊具等購入費についてなんですが、これについてちょっと詳しく教えていただければと。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

こちらにつきましては、今回の3月に本事業の財源といたしまして300万円のご寄附を法人のほうからいただきまして、歳入の補正75ページのほうで民生寄附ということで計上させていただいております。そちらの300万円を活用させていただきまして、これまで園で不足していた乳幼児用の多機能な室内遊具、または常設型の日よけシェードなど設置、整備を計画しているところでございます。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。

大変素晴らしいことだと、企業型ふるさと納税かな、子育てに使ってほしいということだと思うんですけども、ちょっと私、毎回言うようになってっちゃうんですけども、やっぱり公立幼稚園、保育園に優先されて設置される部分は分かるんですけども、この前、10万円の燃料費も認可外保育園等も含めて制度化したように、この辺の遊具なんかに関しても認可外について検討されなかったかどうかというのだけ、ちょっと教えてもらいたい。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

今回の寄附につきましては、公立の認定こども園の屋内遊具整備を目的とした特定寄附として受領しております。地方自治法及び寄附の原則によりまして、特定寄附は受領した目的以外に流用することはできないとなっております。寄附者は、こども園の環境改善という具体的な使途を目的としておりますので、その意思を尊重して活用させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。

特定の使い方があったと。これ、でも300万円逆に浮いたわけですから、一般財源で措置するようなことも考えていいのかなと。町のこども園のように、ずっと町の子供たちを見てくれた施設だと町長は認識しているわけですから、ぜひその辺を来年の予算、3億円は余っているわけですから使っていただけたらなんて思います。

すみません、別件です。82ページのさおう・パラオ子ども国際交流事業実行委員会、これ3万円返していますけれども、これはもう全額返したんですか。1回でもこれ実行されたんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） お答えいたします。

ざおう・パラオ子ども国際交流事業実行委員会負担金ということで3万円の減額でございますが、これは皆減でございます。

先日、パラオの大臣いらっしゃいましたけれども、それでも今年度この活動について動き出す見込みはありませんので、減額とさせていただいたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 59ページをお願いいたします。

繰越明許費の中で8款土木費の道路橋梁費の関係でございます。金額にして1億6,680万3,000円の繰越明許というふうなことで、4つの事業が繰越しになるということで、先日の行政報告の際には、現場条件に関する検討、それから関係機関との調整等に不測の日数を要したための繰越しという説明を受けたわけでございます。

それで、ここ数年、この道路橋梁費については、毎年、繰越しが上がってくるなあというふうなことで2年ほど遡って調べてみたんですが、実は令和5年度から6年度への道路橋梁費の繰越しというのが2事業で9,382万3,000円ございました。それから、翌年度、これは令和6年度から令和7年度への繰越しというのが3事業で9,168万4,000円ございました。今回が1億6,600万円というような形でございます。

それで、繰り越した事業は再繰越しがまず基本的にできませんから、優先的にそれをやるようになる。その結果、現年度に計画予算化した事業が、中には後回しになって結果的に年度内完了ができなくなるというふうなのが出てくるわけですが、それが毎年常態化してきているというふうに見ているわけです。

繰越事業は、年度スタートしてから早めに工事が発注できるといったようなことで、土木事業者から見ればありがたい部分もありますので、これを全否定するわけではございませんけれども、これが常態化しているというふうになると、やはり予算というのは年度内で完了させるというのが前提でございますから、その辺について町長どのように認識をされているか、まず伺いたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） まず、担当の建設課長から答弁させます。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） 議員ご指摘のとおり、ここ数年、繰越しが常態化しているような状況が続いております。建設課内で事業の執行の年間的なスケジュール、それから人員の状態とかそういったことを加味しながらスケジュールを組んでいるわけなんですけれども、なかなか思ったとおりに事業が進まないというような実態もございます。それぞれ事業ごとに繰越しの理由が発生しておりまして、今後、年度内に事業が完了できるようにさらに精査をして、単年度で事業が完了できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 村上正文議員がおっしゃられるとおりであります。技術者は去年また退職されたり、そうやって技術者が本当にいないんです。確保するのも大変。そういった中で、電気学科を出たり機械学科を出たりしている人を今建設課のほうで育成しながら、どうか、今、回してやっているという状況でありますので、その辺、ぜひひとつご理解いただきたいと。

それとあと、今、中学校を中心に周辺工事も含めてそっちのほうに力入れていますから、それとあとそういう業者の問題もあります。

大きく分けて、今、内部の問題、それと事業者の問題と、その2つであります。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ありがとうございます。

役場内は、どこの部署でも限られた人員で目いっぱい仕事をしていただいておりますので、その中で体調を崩す方がいて長期的に仕事を休むような必要が出てくるとなると、そこに大きなやっばり穴も空くわけでございます。

そういったことも実際にはあるようでございますけれども、毎年、常態的に繰越明許費が出てくるということは、マンパワーが足りない。今、技術者が不足しているという話もありましたが、マンパワーが足りない、そして、あるいは計画する事業量が多過ぎる。こういう2つのことが考えられるのかなというふうに思いますが、議会が終わると間もなく人事異動の内示が来るわけなんですけれども、そういうふうな面でも、いろいろと役場内を見渡していただいて、その辺もいろいろ考慮されてその辺は配慮した人事のほうに持っていくのかなというふうにも思いますけれども、そのあたりについての町長の考え方というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 当然、おっしゃられる以前にそういったことを考えながらずっとやって

きているわけですから、今始まったことではないんですが。

ですから、まず技術者は本当に足りないんです。これは県庁でもそうですし市役所でもそう、そして県内の市町村全部そうなんです。そういったことで引き合いしているというのが現状なんです。

ですから、本当に技術者を、よその町は育てたりしないで引き抜きをしているところ多いんですが、うちは本当に一生懸命になって退職されたOBの課長がいろいろ、あと今のうちの建設課長はもう全体的なことを見なくてはいけないので、そうやって育てのある人だというのは、それとじゃあ、なぜこうやって繰越し、だけれども国・県からやはりもらっておかないと、1年ぐらい遅れても頂かないと駄目なんですよ、今度また大変なことになっちゃうので、じゃあ返してくれと。それをやっぱり繰り越してもやっていく、簡単に言うと、繰り越して、それで1年遅れても事業を持っていく、それでなければ返してくれとなっちゃうんです。ですから、その予算をつけてもらおう。もらった限り、そうやってやりくりしながらやっているということだけのご理解いただきたいと。

それと人事面もしっかりその辺を考えながらやっているんだけど、去年、今年だけで2人です、技術者辞めているの。それが現状です。

以上です。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。それでは、12時回りしましたが、このまま続けます。

日程第19 議案第26号 令和7年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤長成君） 日程第19、議案第26号令和7年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第26号令和7年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億4,748万1,000円を減額し、予算の総額を14億9,460万1,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳入において県支出金を減額し、歳出においては保険給付費及び諸支出金を減額しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第27号 令和7年度蔵王町宮財産区特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第20、議案第27号令和7年度蔵王町宮財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第27号令和7年度蔵王町宮財産区特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加し、予算の総額を233万2,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳入において財産収入を追加し、歳出においては諸支出金を追加しようと

するものであります。

なお、詳細等につきましてご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第28号 令和7年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第21、議案第28号令和7年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第28号令和7年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,888万7,000円を減額し、予算総額を15億571万6,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳入において支払基金交付金及び県支出金を減額し、歳出においては保険給付費及び地域支援事業費を減額しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑より主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤長成君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第29号 令和7年度蔵王町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(佐藤長成君) 続いて、日程第22、議案第29号令和7年度蔵王町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長(村上英人君) ただいま上程されました議案第29号令和7年度蔵王町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ764万8,000円を追加し、予算の総額を2億515万4,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳入において後期高齢者医療保険料を追加し、歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金を追加しようとするものであります。

なお、詳細等につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤長成君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。(「なし」の声あり) それでは、質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤長成君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第30号 令和7年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第23、議案第30号令和7年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第30号令和7年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第4号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入において予定額に1,817万7,000円を追加し、総額を4億2,162万2,000円に、収益的支出においては予定額から696万5,000円を減額し、総額を4億4,588万4,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入においては予定額から4,419万2,000円を減額し、総額を3,958万5,000円に、資本的支出においては予定額から411万5,000円を減額し、総額を9,286万7,000円にしようとするものであります。

次に、企業債については、医療施設等整備事業の限度額を変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により事務長にして答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 165ページの病院の事業収益が1,200万円補正でプラスになっているんですけども、この要因を教えてください。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

まず、12月補正のときにご説明いたしました東北厚生局の適時調査により、施設基準を満たしていないということで減額をされました。平均の金額に入院1人当たり7,340円ということで12月補正で減額させていただいたところなんですけれども、その後、やはり院内で何とか施設基準をクリアできるようにならないかということで検討いたしまして、もう一度、国のほうに、このくらい取れますということで申請いたしまして、現在の平均となりますけれども、1万1,064円、1日当たり1人当たりということで入院の診療報酬が上がってきており

ますので、それを踏まえて、今回、補正で増させていただいたということになります。

よろしくをお願いします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほか質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第31号 令和7年度蔵王町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第24、議案第31号令和7年度蔵王町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第31号令和7年度蔵王町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入において上水道事業収益の予定額に197万3,000円を追加し、総額を4億5,597万円に、収益的支出においては上水道事業費用の予定額に762万3,000円を追加し、総額を4億5,260万3,000円に、簡易水道事業費用の予定額に29万5,000円を追加し、総額を593万5,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入においては上水道事業資本的収入の予定額から5,350万1,000円を減額し、総額を1億282万5,000円に、資本的支出においては上水道事業資本的支出の予定額から4,517万2,000円を減額し、総額を2億2,557万1,000円にしようとするものであります。

次に、企業債については老朽施設更新事業等の限度額を変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 177ページ、お願いいたします。

1目原水及び浄水費の中の8節受水費ということで1,300万円の追加計上でございます。仙南・仙塩広域水道受水費の追加ということですが、これの内容について説明をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤長成君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間勝文君） ただいまのご質疑についてお答え申し上げます。

受水費については、月平均で11万2,300トンほど受水しておりますが、昨年より平均で1万8,000円ほど増加しております。主な理由としては、自己水源の有水量の減少や漏水とかがあるのかなと考えております。

現在、仙南・仙塩広域から受水している地域には町内3か所の自己水源ございます。昨年、夏秋から冬にかけて雨不足や雪不足などが見られたんですけれども、それが原因なのかは不明なんですけれども、この自己水源からの有水量が減少していることが主な要因だと考えております。現在、減少した量など水位を確認しながら調査している段階でございます。

今回の補正は、年度末の不足分18万100トンと冬期間の冬季予防で使用料の増加分も含めて23万6,000トン、1,300万円の追加補正ということでお願いしております。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ありがとうございます。

自己水源の水量が減ったために仙塩水からの受水を増やさなければならないということなんですけど、原因がまだはっきりしないというふうなことで、ちょっと対応の仕方が今のところないのかなということなんです。

ですから、ちょっと原因が分からないと対応の仕方もできないので、この影響というのはどのくらいかかるものか、今後の上水道経営の影響がどの程度出てくるのかということが非常に心配なんですけれども、今後の原因調査も含めてどのような対応を取っていこうとするのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間勝文君） ご心配いただきありがとうございます。

それで、先ほど申し上げたとおり、多分水不足、湧水というかが出ていないということで、地下浸透がしていないのか、その辺もちょっとまだ調査しないと分かりません。実際、これも二、三か月のスパンじゃなくて、やっぱり1年とか2年とちょっと見てみないと、また回

復するかもしれないんですけども、ちょっとその辺、今現在、担当とも話しながら調査させてもらっていますので、もう少ししばらく時間いただけたらと思います。

また、あと不足分は、たまたま上水地区なもので仙広水のほうから追加ということで何とか県のほうにもお話しして承諾いただいておりますので、その対応をするしかないのかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 1件だけ確認をさせていただきたいと思います。

14節のメーター検針委託料247万2,000円減額になっておりますけれども、これについてどういった要因があったのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間勝文君） 委託料の関係でございますが、ここは主にメーター検針とかそういうことで委託料になっているんですけども、こちらのところに毎年やっております借地原状復帰業務の委託がございます。そちらのほう当初500万円ほど見ておったんですが、200万円程度で済むような感じということで調整できましたので、そちらのほうで減額ということで減額の補正とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。

その辺のいきさつはちょっと私も分かりかねましたので、受針といいますか、検針をされる方が減ってきたということではなくて、そうした内容だったということですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほか質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第32号 令和7年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第25、議案第32号令和7年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第32号令和7年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第4号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入において予定額から1,728万6,000円を減額し、総額を2億5,871万2,000円に、収益的支出においては予定額から61万9,000円を減額し、総額を2億7,857万5,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入においては予定額から268万1,000円を減額し、総額を1億5,316万3,000円に、資本的支出においては予定額から421万4,000円を減額し、総額を2億2,826万2,000円にしようとするものであります。

次に、企業債については公共下水道事業及び流域下水道事業の限度額を変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後0時30分 散会

上記会議の次第は、事務局長の記載したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 会 議 長 佐 藤 長 成

署名議員10番 松 崎 良 一

署名議員11番 外 門 清